

令和6年（行コ）246号 損害賠償請求行為請求控訴事件

控訴人 榎本清

被控訴人 東大和市長

控訴人準備書面（1）

2024年12月4日

東京高等裁判所第19民事部へ1係 御中

控訴人 榎本清 印

第1 本住民訴訟の趣旨

被控訴人である東大和市長は、原判決に言うところの「別件訴訟」における控訴審判決を受け、2023年1月6日、同市長が訴訟事務を委託した代理人弁護士橋本勇【以下「代理人」と略す】に対し成功報酬1,188,000円を支払った。このことは、前年の2022年11月21日、同市長が代理人との間で「東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号 損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書」（乙5号証）【以下「契約協議書」と略す】を締結し、成功報酬支払いを合意したことによるものである。

民事訴訟法第106条第1項によれば上告の申立て期間の満了前には判決は確定しないのであり、同法106条第2項によれば上告により判決の確定は遮断される。これを本件についてみると、上告の申立て期間は2022年11月25日までであり、同年11月24日には実際に上告されている。つまり両人が成功報酬の支払を合意した2022年11月21日時点では別件訴訟控訴審判決は確定しておらず、支払日の2023年1月6日には、同判決は遮断された状態にあったと言える。

従って、両者による2022年11月21日時点での契約協議書締結、及び同市長による公金からの成功報酬支払は、地方自治法第232条の5、及び民法第648条の2第1項違反であるとして、東大和市長に、代理人に対し成功報酬の返還請求をするよう求めるものである。

第2 答弁書に対する反論

1、「成功報酬請求権」について

被控訴人の主張の骨子は以下のようなものである。

東大和市長と代理人との間で交わされた、別件訴訟の控訴審に関する「東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号 損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」（乙3号証）【以下「契約書」と略す】の委託契約期間が控訴審終了までであること、控訴審は委託者である東大和市長が勝訴したこと、「訴訟事務の成果、すなわち民法648条の2第1項にいう『委任事務の履行により得られる成果』が控訴審における勝訴判決の獲得を意味する」（答弁書4頁7～9行）ことを理由として、「市が同日において本件協議書を締結したことに何ら違法な点はない。」（同5頁14行）とするものである。

被控訴人の言うように、訴訟事務委託契約期間が控訴審終了までであること、そして「訴訟事務の成果」が「控訴審における勝訴判決」であることは一定の事実であるとしても、その「成果」が成功報酬の対価であるためには（代理人が成功報酬請求権を取得するためには）、委託者の経済的利益の確保が必須である。これは代理人の所属する東京平川法律事務所の報酬規程（甲13号証）の第13条「（前略）報酬金は委任事務処理により確保した経済的な利益の額をそれぞれ基準として算定する。」（3頁 カッコ内控訴人）にも示されている通りである。

成功報酬の対価である「訴訟事務の履行により得られる成果」は実態が伴ったものでなくてはならないところ、民事訴訟法第106条に従えば、契約協議書を締結した2022年11月21日時点での当該判決は確定しておらず、支払日の2023年1月6日時点では遮断された状態にあった。よって当該判決は空疎なものであり、とても「成果」とは呼べない。

すなわち、代理人は第232条の5の「債権者」ではあり得ず、東大和市長は「委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払う」（民法第648条の2第1項）義務があるとは言えない。従って、成功報酬支払の合意をした契約協議書、及び同支払は違法であると言わねばならず、「成功報酬請求権は、控訴審における訴訟事務の履行により得られた成果である勝訴判決直後に発生する」（答弁書3頁11～12行）という被控訴人の主張には何ら根拠がない。

2、「成果の引き渡し」について

被控訴人は民法第 633 条の規定を述べた後、法的根拠を示さぬまま唐突に「物の引渡しを要しないときは委任事務の履行後に成果に対する報酬を請求できる」（答弁書 3 頁 4～5）とし、この解釈を基にして「成功報酬請求権は、控訴審における訴訟事務の履行により得られた成果である勝訴判決直後に発生する」という趣旨の主張を繰り返している（同 3 頁 11～12 行・3 頁 17 行・4 頁 26 行～5 頁 1 行・同頁 6～7 行）。

もし仮に、被控訴人が民法第 633 条但し書から同法第 624 条第 1 項に遡って、これを根拠に上記主張をしているのであれば、同意できない。

民法第 633 条は「報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第 624 条第 1 項の規定を準用する。」と規定している。そして、同法第 624 条第 1 項では「労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。」と規定している。

言うまでもないが、同法第 624 条第 1 項は労働の対価としての報酬の請求時期を規定しているものである。このことを援用して、被控訴人が言うように訴訟事務委託契約の終了をもって成功報酬請求権発生要件とするのは至当ではない。そもそも成功報酬は、契約期間に成した労働に対する報酬ではない。

民法第 648 条の 2 第 1 項に言う「委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するとき」における「成果」が「物の引き渡し」ではないとしても、当然のこと「成果の引き渡し」は必要である。そしてこの場合の「成果」が成功報酬の対価であるためには、控訴審における勝訴判決であるだけに留まらず、経済的利益を確保したものであるべきことは従前から述べている通りである。

民法第 648 条の 2 第 1 項に言う「成果」とは、民事訴訟法第 106 条に従えば、不確定であり遮断された抽象的な「勝訴判決」ではあり得ず、成果の実態、すなわち委託者の経済的利益を伴っているものでなければならない。2022 年 11 月 21 日、及び 2023 年 1 月 6 日においては、委託者の経済的利益が確保されているとは言えないのである。

第 3 まとめ

「本件の争点は、契約の自由を法に優先させてこれを適法とするのか否かである。」(控訴理由書 13 頁)、控訴人はこれまでも同じ趣旨のことを何度も述べた。(原告準備書面(1) 9 頁・同書面(2) 12 頁)。控訴人の主張はまさにこれに尽きる。

「契約」とは、より正確に言えば「東京高等裁判所令和 4 年(ネ)第 2972 号 損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」(乙 3 号証) 自体ではなく、これに対する誤った解釈によって成功報酬支払を合意した「東京高等裁判所令和 4 年(ネ)第 2972 号 損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約協議書」(乙 5 号証) のことである。「法」とは民事訴訟法第 106 条であり、地方自治法第 232 条の 5、及び民法第 648 条の 2 第 1 項である。

公金の支出に当たっては法が厳守されなければならない。2022 年 11 月 21 日時点で契約協議書締結により成功報酬支払を合意したこと、及び 2023 年 1 月 6 日時点で同支払を行ったことは、地方自治法第 232 条の 5、及び民法第 648 条の 2 第 1 項違反であることは明白である。